

①医療費助成受給者証、②診察券それぞれがマイナンバーカードと一体化するための
レセコン・再来受付機の改修に対する**補助金制度**を実施します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります

**①医療保険の資格情報と一緒に
医療費助成の受給者証情報も取り込み！**

・公費負担者番号
・自己負担上限
...etc

マイナンバーカードでの受付時、患者が利用を選択すると
医事職員がオンライン資格確認経由で医療費助成情報を確認可能になります。

②マイナ診察券で受付ができる！

改修で新規にできる顔認証付きCR利用者リストから、患者氏名や生年月日、
患者番号等の情報を既存の患者受付登録一覧に連携が可能になります。

自治体

医療費助成情報をオンラインで医療機関等と連携

医療機関・薬局

データ連携により、医療事務コストが削減できる

患者

マイナンバーカード1枚で受診可能に！

医療費助成に係るオンライン資格確認を実施するためのシステム改修への支援について、デジタル庁及び厚生労働省においてそれぞれ必要な予算を確保しています。それぞれの概要や違いは以下のとおりです。

※上記による支援は、デジタル庁、厚生労働省①②③のいずれか一つのみ、一回限り受領が可能です（令和7年度以降の取扱は未定）
改修内容はいずれの支援でも同一のため、一度改修を行えば追加の改修は不要となります。

※レセコン改修の補助金を受けるには今年度中に改修を完了することが条件となります

デジタル庁

- ・事業名：医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業 **(42.1億円)**
 - ・支援の対象：すべての医療機関・薬局
 - ・支援の金額：p2,3を参照
 - ・申請の方法：改修の対象とする医療機関・薬局を事前に公募する形は取らず、規定の改修が完了した施設から順次、社会保険診療報酬支払基金が運営する「医療機関等向け総合ポータルサイト」を通じて申請。詳細は、同ポータルサイトを確認ください。
- ※支援の考え方：医療費助成に係る先行実施事業により広く参加いただけるよう、当該地域における自治体の先行実施への参加の有無を問わず、医療機関・薬局のシステム改修費を支援の対象としている（補助率は条件によって異なる）。なお、本事業では、マイナンバーカードを診察券として利用可能とするためのシステム改修費についても併せて支援の対象としている。医療費助成に係る先行実施事業に係る改修費と併せて両方の支援を受けることも、いずれか一方のみ支援を受けることも可能である。予算規模が大きいこと、自治体を經由しない直接補助であること、所在地や立地自治体に係る要件がないこと、また公募開始時期が早いことから、厚労省予算と比較した場合、より広く、柔軟で、迅速な支援が可能。

厚生労働省

- ・事業名：①難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 **(3.0億円)**
②小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 **(0.9億円)**
③公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業（精神通院・更生医療・育成医療） **(1.9億円)**
 - ・支援の対象：①難病、②小児慢性又は③精神通院・更生医療・育成医療の各医療費助成に係る令和6年度先行実施事業に参加する自治体に所在する医療機関・薬局のうち、各制度において指定医療機関の指定を受けているもの
 - ・支援の金額：p4,5を参照（）
 - ・申請の方法：自治体に申請。（自治体が厚生労働省へ申請し、厚生労働省の内示後に改修を実施した医療機関・薬局が対象）
- ※支援の考え方：令和6年度先行実施事業において、特に①難病、②小児慢性及び③精神通院・更生医療・育成医療の各医療費助成に係る事業を確実に実施するため、当該制度を所管する厚生労働省において、デジタル庁とは別枠で支援を用意したもの（補助率10/10。自治体を通じて補助がなされ、独自の補助要件等がある（詳細はp4,5を参照）。なお、診察券対応にかかるシステム改修費については支援の対象とならない。

医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業

デジタル庁

厚生労働省

支援の対象

| 省庁 | 対象機関 | 受給者証&診察券の両方対応を改修 | 受給者証のみ改修 | 診察券のみ改修(診療所・病院) | |
|-------|--------------------|------------------|----------|-----------------|------|
| デジタル庁 | 診療所、薬局(大型チェーン薬局以外) | ○ | ○ | ○ ※2 | |
| | 大型チェーン薬局 | ○ | ○ | — | |
| | 病院 | ①再来受付機の改修を含む | ○ ※1 | — | ○ ※1 |
| | | ②再来受付機がない場合 | ○ ※2 | — | ○ ※2 |
| 厚生労働省 | 診療所、薬局 | — | ○ | — | |
| | 病院 | — | ○ | — | |

(注)②再来受付機がない医療機関でも、顔認証端末によるマイナンバーカード対応で受付登録ができるよう、レセコンを改修すれば、補助の対象となります。

※1:2023(R5)年10月から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※2:2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと

(注)2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。



補助額

| 省庁 | 対象機関 | 受給者証&診察券の両方対応を改修 | 受給者証のみ改修 | 診察券のみ改修(診療所・病院) | |
|-------|--------------------|---------------------------------------|---|---|--|
| デジタル庁 | 診療所、薬局(大型チェーン薬局以外) | 5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助) | 5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助) | 5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助) | |
| | 大型チェーン薬局 | 3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助) | 3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助) | — | |
| | 病院 | ①再来受付機の改修を含む | 60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) | — | 60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) |
| | | ②再来受付機がない場合 | 40.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/3を補助) | — | 40.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/3を補助) |
| 厚生労働省 | 診療所、薬局 | — | 28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助) | 28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助) | |
| | 病院 | — | 30万円を上限に補助 ※3 | — | |
| | | | 100万円を上限に補助 ※3 | — | |

※3:厚生労働省の内示額により按分となるため、補助上限額はデジタル庁の補助額を下回らない範囲で下がることが見込まれます。

概要

令和6年12月のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、マイナ保険証利用に係るメリットを更に感じていただけるよう、マイナンバーカードを公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(レセプトコンピューター等)の改修について支援を実施。(マイナンバーカードの診察券利用のためのレセコン等の改修も対象)

支援内容

(医療費助成に係るオンライン資格確認)

医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築し、レセコン改修により対応可能となります(並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等で公表中。)

これらの取組に必要な医療機関・薬局のレセコン等の改修について支援を実施します。

令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた改修に係る費用が対象です。

(参考)マイナンバーカードの診察券利用

なお、現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、レセコンや再来受付機等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。そのため、必要な改修等を行った場合も支援の対象となります。

申請方法

システム改修後「[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)」より申請

申請期間

2023(R5)年11月11日以降に生じた改修に係る費用

※2024(R6)年4月から申請受付を開始

申請期限は2024(R7)1月15日(2024(R6)年12月末までに実施した改修が対象)

補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu0-2



■ お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）
土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

■ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

概要

令和5年度から、難病等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・薬局及び自治体との情報連携基盤(PMH)の試行版の開発と実証事業を実施(令和5年度当初分はPMHの開発等が主であることから、デジタル庁で実施)

来年秋の保険証廃止に向け、取組を加速するため、先行実施自治体を拡大すべく、実証事業に参加する医療機関・薬局及び自治体を拡充することとし、難病・小慢の実証に参加する医療機関・薬局がPMHと情報連携するために必要なレセコン改修を実施する。

支援内容

難病、小慢、自立支援医療について、都道府県より指定を受けた医療機関・薬局に対し、医療機関・薬局のレセコン等の改修について支援を実施します。

<注意事項>

※都道府県が厚生労働省から内示を受ける前に改修を着手した医療機関・薬局の改修費用は補助の対象となりません

※マイナンバーカードの診察券利用に必要な改修等を行った場合の費用補助はこちらは含みません

※レセコン改修の補助金を受けるには今年度中に改修を完了することが条件となります

申請方法

佐賀県へ補助金交付申請の手続きを行う。

※後日、改修費用にかかる見積書と事業実施計画書(所要額調査)の提出依頼を行いますので、7月中にシステム改修ベンダーへ見積書を取得するなど準備をお願いします

申請期間

参加意向を示した医療機関・薬局に対し、別途通知いたします

意向調査

国の補助事業に**参加したい医療機関・薬局**は以下より回答をお願いします

留意事項

各医療機関・薬局単位で入力をお願いします

※スマートフォンでQRコードから回答可能です

QRコード(インターネット)



申請方法

以下のリンクより回答ください

<https://logoform.jp/f/xjcL1>

申請期間

令和6年7月16日(火) 13時まで(期限厳守)

